

農業共済制度の概要

制度の目的

農業保険法（昭和22年制定）に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補てんする

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補てんしており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払う

共済事業

共済事業	対象品目等	農業保険の加入率 (元年産(度))
農作物共済	水稲、陸稲、麦	水稲：83% 麦：96%
家畜共済	牛、馬、豚	乳用牛：92% 肉用牛：91%
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル	収穫：24%
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭	75%
園芸施設共済	園芸施設(附带施設、施設内農作物を含む)	60%

- 注1 家畜共済には、死亡廃用共済(家畜の資産価値を補てん)と疾病傷害共済(家畜の診療費を補てん)がある。
 2 果樹共済には、収穫共済(果実の収穫量の減少等を補てん)と樹体共済(樹体の損傷等を補てん)がある。
 3 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号及び甘平をいう。
 4 以上のほか、任意共済を実施(建物、農機具が対象。ただし、掛金の国庫負担はなし)
 5 加入率は、作物は面積ベース、家畜・園芸施設は戸数ベースで算出。共済引受がある県の合計により算出。

対象事故

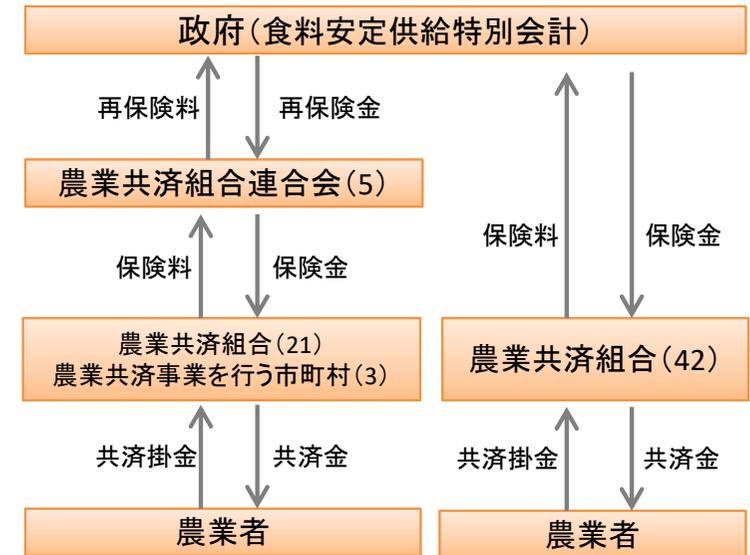
【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】

風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因(地震、噴火を含む。)による災害、火災、病虫害、鳥獣害等

【家畜共済】

家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

事業運営体制



国の補助

- 農業者が支払う共済掛金の一定割合(原則50%)を国が負担(農業者の実質掛金負担は平均1.8%)
- 農業共済団体の事務に係る費用の一部を国が負担

共済金支払状況

